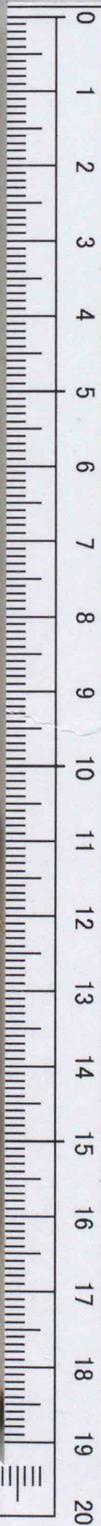


中等修身教科書

卷一

375.9
Y019
資料室



40568

教科書文庫

4
110
41-1905
20000 15400

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

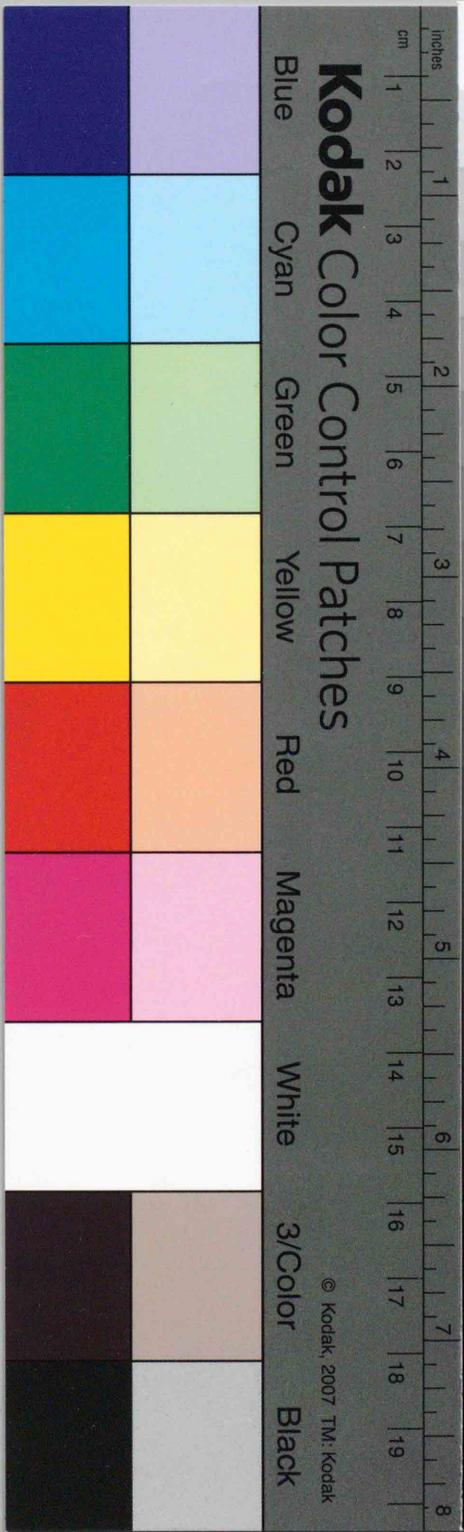


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



資料室



311.9
Y019

明治二十八年一月七日

文部省檢定濟

中等修身教科用書

文學士 吉田靜致

大橋唯雄

共著

中等修身教科書 卷一

東京

寶文館
明治書院 藏版



勅語

朕惟クニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克
ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉
シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

凡 例

一、本書は、明治三十五年、文部省訓令第三號、中學校教授要目の趣旨に従ひ、兼ねて著者が實驗上の意見を加へて、之を編述せり。其の分量及び程度の如きは、實際に適當なるを信ず。

二、教育に關する勅語の大意は、中學程度に於ける生徒の腦裡に、未だ十分浸染せざるが如し。著者の實驗によれば、語句の解釋は相當になし得れども、大體の主意如何と問へば、往々漠然たるもの少からず。よりて各卷首に之を掲げ、特に第一卷及び第二卷に於ては之を一課とし、不肖を顧みず、其の全體を三節に

分ち、各節に相當の題目を附したり。

一、第一卷第二卷ともに、卷首に勅語の課を置きたれども、必ずしも、學年の初に之を課することを要せず。其の他の諸課も、教授上の便宜に従ひ、多少順序を變更することを妨げざるなり。

一、本書は、簡單を期せむが爲めに、説明を簡略にせること少からず。教授者の之を活用せられむこと希望に堪へざるなり。

明治三十七年八月上浣

著者

中等修身教科書卷一目次

第一章 教育に關する勅語	一
第一節 教育の淵源	一
第二節 臣民の道	二
第三節 威其徳を一にせよ	三
第二章 生徒の心得	三
第四節 本分	三
第五節 教師に對する心得	五
第六節 校則	七
第三章 修學に關する心得	九
第七節 立志	九

第八節	勵精	十二
第九節	忍耐	十五
第四章	衛生に關する心得	十七
第十節	飲食	十七
第十一節	運動及び休養	二十
第十二節	住居	二十三
第十三節	衣服	二十五
第十四節	清潔	二十七
第五章	朋友に對する心得	二十九
第十五節	信義	三十
第十六節	親愛	三十二
第六章	起居動作に關する心得	三十四

第十七節	言語	三十四
第十八節	舉動	三十七
第十九節	恭儉	三十九
第七章	家庭に於ける心得	四十二
第二十節	父母に對する心得	四十三
第二十一節	兄弟の道	四十八
第八章	社會に對する心得	五十一
第二十二節	長者に對する心得	五十一
第二十三節	幼者及び弱者に對する心得	五十三
第二十四節	禮儀	五十四
第二十五節	公共心	五十八
第九章	國家に對する心得	六十一

第二十六節 國體……………六十一

中等修身教科書卷一 目次終



中等修身教科書卷一

文學士 吉田 靜 致
大橋 唯 雄 共著

第一章 教育に關する勅語

第一節 教育の淵源

教育の淵源

朕惟ふに、我が皇祖皇宗、國を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり。我が臣民、克く忠に、克く孝に、億兆心を一にして、世々厥の美を濟せるは、此れ我が國體の精華にして、教育の淵源、亦實に此に存

臣民の道

す。

第二節 臣民の道

爾臣民、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相
信し、恭儉己れを持し、博愛衆に及ぼし、學を修め、業
を習ひ、以て知能を啓發し、徳器を成就し、進て、公益
を廣め、世務を開き、常に國憲を重し、國法に遵ひ、一
旦緩急あれば、義勇公に奉し、以て天壤無窮の皇運
を扶翼すへし。是の如きは、獨り朕か忠良の臣民た
るのみならず、又以て爾祖先の遺風を顯彰するに

足らん。

第三節 咸其徳を一にせよ

斯の道は、實に我か皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣
民の俱に遵守すへき所、之を古今に通して謬らす、
之を中外に施して悖らす。朕、爾臣民と俱に、拳々服
膺して、咸其徳を一にせんことを庶幾ふ。

咸其徳を
一にせよ

第二章 生徒の心得

第四節 本分

本分
生徒の本分

人の此の世に在るや、各、當さに爲すべき本分あり。生徒の本分は、學校の規則、及び教師の命令、訓誡を守り、敢て之に違ふことなく、日夜其の身を修め、其の學を研ぎ、他日獨立して、世に處する基礎を作るにあり。殊に中等教育を受くるものは、國民の中堅たるに適する道德、學藝を修練すべき者なれば、今よりよく其の覺悟して、後日の成業を期せざるべからざるなり。

本分を輕
んずる者
は、よく成
功し、

人にして、其の本分を重んずる者は、よく成功し、世に尊重せらるれども、苟も本分を輕んぜむか、人

の擯斥を受け、社會の信用を失ひ、遂には身を立つる途なきに至るべし。されば、人たるものは、若き時より、専ら、其の本分を全うせむことをつとめざるべからず。

第五節 教師に對する心得

教師は教育の重任を負ひ、生徒に學を授け徳を訓ふることを事とするものなり。生徒たるもの、之を尊敬せずして可ならむや。日々接するにより、之に狎れ、又は己が地位の進めるにより、敬意を缺く

尊敬

從順

は、甚だ宜しからず。功を立て、名を成し、世人に仰が
 るるに至るも、これ皆な教師の訓陶に基くものな
 れば、深く教師の徳を思うて、益之を尊敬すべし。
 生徒は、教師を尊敬する外、又其の命令を尊重し
 て、之に従順なることを要す。生徒、若し其の本分に
 違はゞ、教師は、厳しき訓誡をも加ふべし。されど、こ
 れ皆、生徒の爲を思ふに出づれば、よく其の意のあ
 る所に従ひて、他念あるべからず。私情のために之
 を恨みて、反抗するは大なる心得違なり。
 吾人は、斯く、師の教によりて、有爲有徳の人とな

師恩

るを得るものなれば、師恩の大なるを思ひて、永く
 之を忘れず、益、知を研き、行を修めて、其の身を立て、
 之が萬分の一に報ゆべきなり。師を敬ひ、師の教を
 守り、師の恩を空くせざるこそ弟子の本分なれ。

第六節 校則

學校には、數多の教師及び生徒あり、所謂、團體生
 活をなすものなり。團體生活に於ては、各員互に其
 の團體のため、適當なる規律を守り、習慣を保たざ
 るべからず。然らずんば、徒に喧騒を起すのみにて、

校則

事業を進行することを得ず。かの綱引の如き、簡單なる運動にても、互に、相當の規約を守らざれば、決して成立するものにあらず。況んや、複雑高尚なる教育事業を行ふ學校に於てをや。これ、學校に校則を立つる所以にして、校則は、即ち學校といふ團體の規律、又は習慣を示すものなれば、其の重要なること、火を見るより明かならむ。

校則は、其の學校の性質、生徒の氣風に應じ、教育者の實驗に基きて作られたるものにして、生徒の良習慣を養成するに必要なものなり。されば、み

校則の誤解

だりに之を無視するが如き行あるは、自ら其の身をそこなふものといはざるべからず。

校則は、人の自由を拘束するものなりと思ふは、甚しき誤解なること、前に述べたる所にて知らるべし。宜しく自ら進んで之を守り、互に相戒めて、校風を善美ならしめむことを心がくべし。

第三章 修學に關する心得

第七節 立志

學を修め、業を成さむと欲する者は、必ずまづ、其

立志

の志を立てむことを要す。志とは、即ち心の向ふ所にして、恰も弓を射むには的をねらひ、河を渡らむには、彼の岸を望まざるべからざるが如し。それ志の立てるは、射手のねらひの定まれるが如く、舟子の楫取り確なるが如し。目的の達せらるゝこと明かなり。志の立たざるは、なほ、足元の定らざる幼兒の立てるが如し。其のつまづき倒れむこと、期して待つべきのみ。立の一字肝要なりといふべし。

中江藤樹

昔、中江藤樹、幼にして大學を讀み、天子より庶人に至るまで、一に是れ、皆身を修むるを以て本とす

伊能忠敬

の句に至り、大に感嘆して曰く、幸なるかな。此の書の存すること、聖人、豈、學びて至るべからざらむやと、これより、刻苦勵精して、遂に名高き大儒となりき。伊能忠敬も亦近世の偉人なり。忠敬の、初めて曆學に志せしは、其の年既に五十歳の頃なりしが、高橋東岡を師として、大に天文地理の學を修め、遂に自ら奮つて、本邦諸國の沿海を測量し、精巧なる地圖を製し、其の業を大成したり。古人曰く、志ある者は事竟に成ると、至言といふべし。

一旦志を立て、學に就きたる上は、決して半途

にて屈することなく、常に勇氣を勵まして、其の成業を期せざるべからず。

第八節 勵精

勵精の効

勵精とは、物事に一心になりて勉強することをいふ。一心に勉強すれば、天性多少劣れりとも、爲すあるの人たるを得べく、之に反すれば、如何なる天才ありとも、十分に其の才能をのばすことを得ざるべし。されば、古より事業を成就したる者、一として勵精の効によらざるはなし。かの藤樹を見よ。白

勵精の要

石を見よ。其の勵精、今日なほ、人をして感奮せしむ。其の大成、誠に偶然にあらざるなり。

勵精の要は、勉むべき時によく勉め、遊ぶべき時によく遊びて、意氣常に屈せざるにあり。よくも勉めず、遊びもせざるは勵精にあらず、勵精も一時に止りて、之を永續するにあらざれば、何の効も顯れず。特に、吾人の學業は、日々一歩一歩と進みて、漸次に強固偉大とならしめ得べきものにして、一朝一夕には成るものにあらず。かの力を平素に用ひずして、試験の時期に迫り、俄に過度の勉強をなすが

勵精の習慣

如きは、反つて精力を損し、心身を害するものなり。思はざるべけむや。

かるが故に、生徒たるものは、常に勵精の習慣を養ふこと極めて必要なり。其の方法は他なし。幾多の歳月中、曾て一日の缺課なく、幾千の受業時間中亦、一回の不注意なく、たゞ常に、學の退くを憂ひて進むを樂むにあり。世に、勵精に勵精を加へて、著々進歩する程、麗はしく尊ぶべきことはなし。生徒たるものは、勉めて此の習慣を養成し、他日如何なる職業に従事するにも、これを以て其の成功の秘訣

とすべし。

第九節 忍耐

忍耐

眞の男兒

忍耐とは、いかなる困難に逢ふとも、決して屈することなく、必ず其の初志を持するをいふ。人の此の世に在りて事をなすや、常に種々の困難に遭遇せざるはなし。之を旅行にたとふるに、時に或は山嶽あり、或は河川あるが如し。此の困難は、即ち人の精神を養ふ所以のものにして、歡び勇みて之に勝つもの、之を眞の男兒といふ。

學業不進の結果、落第の不幸を見、其の極、遂に半途退學をなすが如き、其の他、事業失敗のため、再び起つ勇氣なきが如きは、愚の至りといはざるべからず。かゝる輩を稱して、薄志弱行の徒といふ。天下何事か、此の輩の手に成るものあらむや。

ルカ
ー
ライ

カーライルは、英國有名の文學者なり。其の名著、佛國革命史第一卷の稿成るや、之を一友人に貸したりき。後、これが返付を受けしとき、客室の床上に置き忘れたりしを、下婢誤りて、廢紙と思ひ、火を燃すために用ひ盡し、多年の勞苦、一朝にして灰燼に

歸せり。然れどもカーライルは、これに屈することなく、決然として、再び筆を執り、遂に之を完成したりといふ。忍耐は實に成業の母なり。勉めざるべからむや。

第四章 衛生に關する心得

第十節 飲食

吾人は、此の世にありて業を成さむがために、先づ生命を保たざるべからず。生命を保つに必須なるものは、即ち衣食住にして、中にも食物は、吾人の

食物の
必要

飲食の節制

身體を養ひ、精力を補ふ原料となるものなれば、最も缺くべからざるものなり。

然れども、食物につきて、最も注意すべきは、分量の適度を保つにあり。所謂節制是なり。如何なる食物にても、分量其の度を過すときは、反つて身體に害あり。身體如何に強壯なりとも、食慾を恣にして、飽くことを知らざるときは、遂には、其の健康を損して、悔ゆとも及ばざるに至るべし。殊に、青年期は、食慾の盛なる時期なれば、之に迷はされて不節制に流れ易きものなり。深く慎まざるべからず。

少食と間食

飲食の節制と少食とは、似て非なるものなり。決して混同すべからず。飲食足らざれば、亦種々の不良なる結果を生ず。青年の通弊たる間食は、口腹の快樂を貪るにも困れども、定時の食量の少きより起るもの往々これあり。宜しく、自ら戒めて間食をなさざる習慣を養ふべし。

食物の質

飲食の節制は、身體の營養、其の宜しきを得しめむがためなれば、吾人の食物は、其の實質滋養分に富み、吾人の體質を補益すべきものなるを要す。従つて、酒、煙草、腐敗に近き魚菜等の如き、身體に有害

なるものを避くべきは勿論、みだりに粗食を尙びて、必要なる營養を缺くがごときことあるべからず。然れども、名を滋養にかりて、徒に美食を貪り、身分不相應の生活をなすは、之を奢侈と稱すべく、畢竟、食慾の奴隸たるものなり。

第十一節 運動及び休息

運動の必要
飲食の節制を勤むと共に能く運動することは、衛生上極めて必要なること、す。運動は、呼吸循環及び消化等の作用を盛にし、心身を爽かならしめ、

呼吸運動

ひいて全身の發育を促し、筋骨の力を進むる効あり。従つて、之を廢すれば體力の發達を沮害するものとす。故に、生徒は、正課の運動は勿論、餘暇あるごとに、散歩、遠足、其の他各種の戶外遊技を試むべし。特に、朝夕、清鮮なる大氣中に於て、呼吸運動の練習を勤むべきなり。

休息の必要

如何に、運動の効は大なりといへども、吾人の體力には限あるを以て、其の度を過して休息せざるときは、徒に疲勞を増し、却つて、健康に害あり。休息は、即ち心身の疲勞を癒し、新なる活動を爲さむが

睡眠

アルフレッド大王

爲めのものなり。然れども、この必要以上の休息は、所謂安逸にして、衛生上のみならず、道德上、經濟上固く戒むべきことなり。故に、休息は、亦、心身の狀況によりて、其の適度を保たむことを要す。
睡眠は、一日中の大なる休息にして、其の日の疲勞を醫し、新に活動の精力を蓄ふるに必要なるものなり。かの徹夜して勉學し、寢に就かざるを以て得意とするが如きは、自ら求めて精力を減じ、心身の活動を萎靡せしむるものなり。昔、英國のアルフレッド大王が、一晝夜をおよそ三等分して、一を睡

不眠症

住居の目的

眠に、一を政治及び文學に、残る一を之が休息、其の他に充てたるは、今、尙ほ良法と稱せらる。
現時の青年、神經衰弱症に陥れるもの、甚だ少からずといふ。不眠症の如き其の一にして、睡眠と運動との不足より來るものなれば、宜しく警戒を加へて、禍を未然に防ぐべし。

第十二節 住居

住居は、風雨寒暑を防ぎ、又吾人の休息と睡眠とを取るに適せざるべからず。もとより、住居の華美

洒掃及び
換氣

は必要なることにあらざれど、開明の今日、濕氣の排除、光線の射入等、衛生上必要なる事項に留意せざるものは、決して嘉すべきにあらざるなり。

住居の内外は、常に洒掃を怠らずして、其の清潔を保ち、室内の換氣に注意して、空気を新鮮ならしめ、以て、身體の健康を維持せむことを圖らざるべからず。

坐讀を廢
せん

本邦、古來の習慣として、室内に疊を敷き、坐臥一にこれに據るは、今、俄に之を廢することを許さざる事情ありといへども、子弟の勉學上、成るべく坐

衣服の目
的

讀の方法を廢し、卓子と椅子とを用ふることは、頗る望ましきことなり。これがためには、多少の經費を要すべけれども、家屋の改良、其の他の大問題に比すれば、甚だ行ひ易くして、亦有益のことたるなり。

第十三節 衣服

衣服は、直接に身體の外部を庇護し、常に、適度の體温を保ちて、吾人の健康を圖る所以のものなれば、其の重要なることいふまでもなし。されば、衣服

式衣服の形

は、華美を主とせずして、氣候に従ひ、四時其の身に適當せるものを纏はざるべからず。

衣服に和洋兩式ありといへども、何れも、身體を壓迫せず、従つて、内部諸機關の活動を妨げず、かねて、起居動作に便ならしめむことを要す。故に、成るべく緩裕なるものを可とす。ほそき紐、又はかたき帶を以て、強く腹部を締むるなどは宜しからず。頸卷及び手套の如きも、寧ろ之を用ひざるを勝れりとす。

衣服は、常にこれを洗濯して、其の清潔を保たむ

身體の清潔

ことを要す。特に、下衣寢衣の類は、最も其の注意を肝要とす。汚れたる敝衣をまとひ、垢つきたる破帽をいたゞきて、大道を横行するが如きは、獨り人情の自然に反するのみならず、愚者の淺見にもとづける笑ふべき行爲なり。

第十四節 清潔

住居及び衣服の清潔を保つべきは、既に上に述べたるが如し。なほ、特に注意すべきは、身體の清潔是なり。如何に衣服住居を清潔にすとも、身體の清

潔を忽にするときは、皮膚の機能、不活潑となり、疾病の誘因となり、爲めに身體を虚弱ならしむる恐あり。故に、四季絶えず沐浴を行ふべし。冷水浴は、清潔の外に身體を強健にするものなるを以て、常に之を行へば其の効驗亦大なり。もし之を許さざる事情あらば、日日冷水にて潤せる手拭を以て全身を拭ふべし。

耳目齒

身體の中にも、耳目齒等の機關は、殊に注意して清潔ならしむべし。眼疾及び齒痛の多くは、主として、其の清潔法を怠るに出づといふ。

清潔と人の品位

要するに、清潔は、獨り衛生上の要件なるのみならず、道德上亦極めて輕んずべからざることゝす。何となれば、人の品位は、主として精神の清らかなることより來るべけれども、身體及び身邊の清潔に留意せざる人は、自然其の品位を損するに至ればなり。然れども、清潔と華美とを混同して、虚飾これ事とするが如きは、亦深く戒めざるべからず。

第五章 朋友に對する心得

信義の必要

第十五節 信義

身體強健にしてよく業務を勵むとも、人に交るに信義を以てせざれば、忽ち之に棄てられて、遂には、世に立ち難きに至るべし。若し、又人々互に不信ならむか、世の中は、詐欺と不安とを以て充され、其の害測るべからざるに至らむ。されば、信義は人と人との交を結ぶ紐にして、社會の平和を保ち、進歩を來す基なりと知るべし。

信義とは何ぞ

信義とは、己を欺かず、人に偽らず、言行共に誠なるをいふ。虚言の信義に合はざるは勿論、陽には辭

令を和かにして、陰にはそしり、利のために近く相交り、害を見ては遠く相離るゝは、皆不信の甚しきものなり。友若し過つて不善をなすことあらば、誠意を以て熱心に之を忠告し、之に責むるに善を以てし、利害得失のために、交を變ぜざるが如きを信義の至りとす。豊臣秀吉と荒木村重とが、互に信義を重んじ、死生存亡の際に於ても、之を破らざりしは、世に美談として傳へらるゝ所なり。

然れども、人情の爲めに引され、朋友相率ゐて惡事に陥る者なきにあらず。されば、如何に親友の間

といへども、誘ふに不善を以てせば、決して之に應ずることなかれ。所謂、膠漆の友といへども、其の交は、義を失ふことあるべからざるものとす。

第十六節 親愛

親愛

朋友相愛すること、兄弟互に相愛するが如くなるべし。之を親愛といふ。朋友は兄弟の如く、血縁上の親なしといへども、日々相交り、互に切磋琢磨するに於ては、時に或は、兄弟の間よりも勝れるところあるものなれば、其の親交は、老年に至るまでも

苦樂を共にせよ

かはらざらむことを心がくべし。これ兄弟互に相愛するが如くなるべしといふ所以なり。

友に樂しき事あらば、喜を共にして、其の樂みを大ならしめよ。悲しき事あらば、悲を分ちて、其の苦を小ならしめよ。これ朋友相愛する道なり。然れども、世間往々悲しき時には助を求むるに急にして、榮譽を共にし、快樂を分つに當りては、或は之に反する徒なきにあらず。省みざるべけむや。

細井平洲

有名なる儒家、細井平洲は、若き時長崎に遊び、小河仲栗、飛鳥子靜と交り、之を親愛すること甚だ深

く、後年江戸に在りし頃、兩舊友長崎より來り、多年平洲と同住せしかど、一も間言なかりきとぞ。

第六章 起居動作に關する心得

第十七節 言語

言語と品位

言語は、最もよく人の精神を表すものにして、人の品位もこれによりて知ることを得べし。且つ言語は、知識の授受にも交際上にも必要缺くべからざるものなり。然れども、たゞ言に敏にして、行に敏ならざるは、古來君子の大に戒むる所なり。注意せ

言語の謹慎

ざるべからず。

言語を發するには、大なる謹慎を要す。無用の言、卑陋の語を初とし、人をそしり、人を偽るがごときは、戯にも之をなすべからず。一旦口外したることは、如何に悔ゆとも取りかへすを得ず。古人が、駟も舌に及ばずといひ、又口は禍の門といへるは、至言といふべし。

話し方の修練

然れども無益の言語を慎むと共に、必要なる言語は、十分に、之を述ぶる勇氣と技能とを備へざるべからず。口は禍の門といへるは、一にこれ多言の

言語の明瞭

弊を戒めたるものなれば、言はざるべからざる場合に、よく語らざるは亦道に反す。これ話し方の修練の必要なる所以なり。
話し方につきて注意すべきは、言語の明瞭なることなり。然らざれば、聽者に對して、明かに其の意を示すことを得ず。且つ、言語の不明瞭なるは、主として其の思想の確實ならざるによるものなれば、心に恥づべきことなりとす。

語調の和平

言語は、明瞭なると共に、其の語調は和平なるべし。男子は、其の性質既に女子と異なるを以て、従つ

舉動も人の品位に關す

て、其の言語も男子らしかるべしと雖ども、かどかどしき物言ひをなし、或は徒に大聲を發して、聽者に不快を感じしむべからず。

第十八節 舉動

舉動も亦吾人の精神を現すこと、なほ言語の如し。これ、世人の往々舉動を以て、人の優劣を判する所以なり。抑も、人の品位を判するに、舉動の沈著なると否とを以てするも、甚しき誤なきものなれば、常に一舉一動を慎みて、所謂中等教育を受くる者

快活

沈著

作法の必
要

の體面を保たざるべからざるなり。

青年は、青年らしきを貴ぶを以て、其の舉動は快活なるべし。然れども、此の時期には、其の元氣に任せて、往々輕噪に流るゝものなれば、亦沈著の性を養ふに注意するを要す。快活なる中に、動かすべからざる所あれば、人に愛敬せられ、輕噪なれば失行多し。さりとして、ことさらに作りたる體裁は、稱するに足らず。須らく、先づ精神より修養すべし。

青年時代に於ては、食事に關する容儀を始とし、坐作應對、甚だ不作法を極むる者なきにあらず。こ

伊藤仁齋

恭儉

れ等は細節にして、男子の拘泥すべきものにあらずとするは、取るに足らざるの論なり。

昔、伊藤仁齋は學徳共に人にすぐれたる名儒なりき。仁齋、舉動溫雅にして、自ら人をして、其の品位の高きを想はしめたりと見え、公卿の人々に至るまで、皆仁齋は大納言以上の品位ありと評し合へりとぞ。

第十九節 恭儉

恭儉は己を持し人に接する要道にして、容儀を

謹み人に譲るをいふ。恭儉の反對は不遜なり。内に不遜の念あれば、自ら顔色舉動に現れて、包まむと欲すとも包むこと能はず。才能なき者が之あるが如くよそほひて人に誇るときは、かへって大に失敗するものなり。諺に曰く能ある鷹は爪をかくすと、よく此の言を守る者にして、始めて、自己の品位を保つことを得べし。

品位を保つ最良の法は謙遜にあり

(西諺)

人は善行をなしたりとて、敢て漫りに、誇り顔すべからず。世には、自己の寸功を、盛んに吹聴する者

善行に對する心得

賞與に對する心得

少なからず。其の愚寧ろ笑ふべし。特に生徒たる者は、學業の大成を期するを以て、其の本分とすべきものなれば、僅に、一二の褒賞を受けたるを以て、得々然たるが如きことあるべからず。何となれば、賞與に安んずるは、かへって授賞者の精神に背くものなればなり。

然れども、人には、實際、地位の高下、技能の巧拙等の等差あるものなれば、餘りに謙遜に失して、其の地位を卑下し、其の技能を無視するは、これ亦道にあらず。要はたゞ、高慢不遜の氣を去り、自己の知徳

足らざるを恐れよ

の未だ足らざるをこれ恐れ、勉め勵みて、其の進歩を止めざらむことを希ふにあり。心すべし。

近世、社會の進歩するに従ひ、何事にも競争甚し。競争に必要なるは勇氣にして、怯懦は最も忌む所なり。然るに、往々高慢なるを以て勇氣ありとし、謙遜なるを以て怯懦なりとなすが如き者なきにあらず。謙遜は決して怯懦にあらず、不遜は決して勇氣にあらざるなり。

第七章 家庭に於ける心得

父母の心

第二十節 父母に對する心得

父母は、晝夜艱難苦勞して其の子を養育し、ひたすら其の成人を祈り、之がためには、往々其の一身をも抛ちて惜まざるものなり。古歌にも、世の中に思あれども子をこふる思にまさる思なきかなとあり。子たる者、父母の心のほどを思ひて孝を盡さずして可ならむや。

孝は、即ち最も手近く最も大なる人の道なり。語に曰く、孝は百行の本と、苟も父母に孝なる心を以て人に交らば、百事皆全きを得べし。父母に對して

孝は百行の本

孝行の大要

愛敬

すら正直ならざる者、何ぞ朋友に對して信ならむ。父母の恩愛を知らざる者、何ぞ人の恩誼を思ふことあらむ。其の他皆推して知るべきなり。
孝を行ふ道大要三あり。曰く愛敬、曰く從順、曰く奉養是なり。

愛敬とは、親が子を思ふが如く、親をいとをしみて、大切に之に事ふることなり。父母の深き恵に對して、赤心より之を愛するは、子たる者の第一の務にして、親子互に相愛して、始めて家門の繁榮を得るものなり。たゞ、親を愛するは、朋友、他人を愛する

父母の心
を以て心
とせよ

從順

に異なり、其の間に尊敬なかるべからず。親しきになれて之を侮るも、敬ひ畏れて之を疎んずるも、共に其の道に反す。

抑も眞に父母を愛敬するは、父母の心を以て心となす者にして、始めて之を全うすることを得べし。不孝は多く己が目前の利害にかゝはるより生ず。されば子たるものは、常に父母の心に添ひて其の身を愛し、其の行を修め、其の業を勵みて之を大成し、以て父母の心を満足せしめざるべからず。
父母の命令訓誨は、謹んで之に服従すべし。之を

從順の精神

從順といふ。父母は、唯、其の子のためを思ひて、斯くせよ、斯くすべからずと指圖するものなれば、之に従ふは、子たる者の本分なり。しかのみならず、父母は、年齒經驗共に己より富みたる者なれば、幼時は、特に、よく父母の命令に従はざるべからず。次第に成長して、事理を辨別するに至りても、猶これに違ふことなき、之を眞の孝子といふ。

然れども、從順はもと愛敬の精神より出づべきものなれば、萬一、父母過つて、不正の命令を與へたるが如き場合には、宜しく、誠意を以て、和かに之を

奉養

諫めて善に導くべし。かの平重盛の如きは、よく斯の道を盡したるものなり。

奉養とは、父母をして、生活に不自由なからしむるのみならず、其の心を察し、其の耳目を喜ばしめ、其の身體を安樂ならしむるをいふ。年なほ若き間は、未だ父母を養ふ力なしと雖ども、父母に侍するには、常に、己が私情を制して、父母のために種々の勞をとり、特に、父母の病み給ふときは、十分に看護をつとむべく、又父母年老いて、肢體意の如くならざれば、扶持提携して、物見遊山等をもなさしむべ

し。これ等のことは、父母の、其の子に對する勞苦に比すれば、九牛の一毛にも價せざることなり。勉めざるべけむや。

伊藤仁齋

伊藤仁齋は、父母に事へて至孝なりき。其の母、病にかゝり、將に瞑せむとする時、合掌して禮をなし、厚く仁齋の孝養を謝したりといふ。其の愛敬從順及び奉養の三道を盡したりしこと、想ひ見るべきなり。

第二十一節 兄弟の道

兄弟の道は、
次は孝道に

兄弟の道

友愛

兄弟は、父母に次ぎて、親しき間柄にして、古より之を左右の手の如しともいひ、又同一の根より出でたる枝の如しともたとふるなり。幼より同一の父母を戴き、同一の家庭に成長せる者は、實に、兄弟にして、成人の後、地位職業等の相異なるに至るとも、互に相親み相助くべきものなれば、兄弟の道は、孝道に次ぎて、最も大切なるものといふべし。兄弟の道は、友愛と協同との二とす。友愛は、兄弟相互の親愛なり。兄は弟を愛し、弟も亦兄を愛し、互に相樂み相譲り、兄弟の間、常に和氣霽然たること

是なり。仁徳天皇と、菟道稚郎子との如き、小早川隆景兄弟の如きは、古來友愛の美談として、世の喧傳する所なり。

協同

兄弟は、又互に相勵み相助くべし。人は他人に對してすら、協同の必要あり。況んや、兄弟の間に於てをや。若し、兄弟互に相離れて、一家の盛衰を顧みざるが如きことあらば、其の不幸、果して如何ばかりぞや。不運にして貧賤に陥りしも、兄弟互に一致して勵精し、遂に家道を再興し富貴となりたる者、世其の例に乏しからず。されば、兄弟は常に協同一致

して、一家の隆盛を圖るべし。たとひ、成人して家を成し、各別に自立するに至るとも、決して離反の情を抱くべからず。

第八章 社會に對する心得

第二十二節 長者に對する心得

古人曰く、長幼序ありと、長幼序ありて、社會の秩序始めて成立するものなれば、吾人は、常に長者を敬ひて、苟も禮を失ふことあるべからず。

抑も、長者は、世故に長じ、經驗に富み、其の言行は

長幼序あり

長者の賜

吾人の模範となすべきのみならず、吾人の今日あるは、實にこれ、長者の賜なるを思はゞ、誰か長者に對して、尊敬の念を起さざらむ。然るに、世の青年往々之を思はず、長者を以て、時勢に迂なるものにして、何事も成すなきものとし、敢て、之を尊信せざる傾あり。無禮も甚しといふべし。

尙齒會

均しく長者ならば、人爵の高下にかゝはらず、皆之を尊敬すべきこと勿論なり。而して、尊敬すと共に之をいたはること、亦吾人の務むべき所とす。松平定信の尙齒會を設けて、長老を慰め、兼ねて敬長

の道を示したるが如き、さすがに、其の高徳の名士たりしを知るべきなり。

第二十三節 幼者及び弱者に對する心得

長者を敬するは、行ひ易しと雖ども、幼者に對して禮を失せざるは、更に難きが如し。しかれども、幼者は、長者の指導を受けて、其の發達を遂ぐべき者なれば、長者の之を扶助するは當然のことなり。其の幼弱なるを侮りて、之を苦しむるが如きは、無情も亦甚しといはざるべからず。かの上級生が、下級

生を壓制し、又は中學の生徒が、小學の生徒を愛撫せざるが如きは、何れも耻づべき行たるを忘るゝことなかれ。

弱者を助けて、强者の專横を制せむと欲するは、人情の自然なり。暴威暴力を以て、弱者に對するものあらば、誰か義侠の心切ならざらむ。之を要するに、幼者弱者を愛憐し、之を保護して、各自の幸福を受けしむるは、長者の道といふべきなり。

第二十四節 禮儀

禮儀の必要

朋友と交るにも、長者に對するにも、其の他、すべて人に接するには、言語舉動に注意し、恭敬の心を表して、先方の感情を害せざるを要す。禮儀は即ち其の方式にして、交際上極めて必要なるものなり。人にして、禮儀なくば、長幼上下の別立たず、社會の平和を妨ぐるに至るべし。貝原益軒曰く、人の禮法あるは、猶ほ水の堤防あるが如し。水に堤防ありて、汎濫の害なく、人に禮法ありて、惡事生ぜずと、至言といふべし。

禮儀の要

禮儀の要は、恭敬の心を表すにあるを以て、内心

多人數群集の場合

の誠よりこれを行ひ、決して我儘勝手のふるまひあるべからず。長者は勿論、同輩以下に對しても、それ〴〵相當の禮儀を守るべし。人を訪ふに、其の時を擇ばず、登校散歩に同行せむとて來れる友を久しく待たしめ、若くは、書信を受けて、速かに返事を送らざるが如きは、何れも、非禮のことといはざるべからず。

我國人の弊として、多人數、群集の場合に於ては、往々禮儀の存せざるが如き觀なきにあらず。かの、汽車汽船の昇降、公會場の出入等に先を争ひ、又は、

正時間の嚴

我獨り過分の場所を占領して、他人の苦痛を顧みざるが如き、一國の體面にも關することなり。深く戒むべし。

特に、現今各種の集會につき、約束の時間を怠る者、頗る少なからざるが如し。これがため、正確を守る人に、甚しき苦痛を與へ、貴重の光陰を徒費せしむることあり。かゝる惡風は、一日も早く地を掃ふに至らしめざるべからず。

儀式は、禮法中、最も大なるものなれば、殊に禮儀を正しうして、儀式の精神にかなふやうにせざる

儀式の心得

べからず。然るに、今や世上の儀式は、單なる形式に流れ、かの人生の大禮たる葬儀に於てすら、禮の本旨を失するものなきにあらずといふ。嘆ぜざるべけむや。

第二十五節 公共心

人は、天性自己を愛する情と、他人を愛する情とを有す。公共心は、即ち他人を愛する情より出でたるものにして、社會公衆の利益と幸福とを圖ることを目的とするものなり。古より、一身をさゝげて

公共心を愛する情より出る

公共心の發達

教化の事業に従ひ、又は私財を投じて、道路交通の便を開きし志士仁人は、皆此の公共心に富みたりし人なり。

公共心は、もと、人性の自然に出づと雖ども、高尚なる精神なるを以て、未開の世には、一般に幼稚なり。七が、世の開くるにつれて、益發達し、これがために、教育の隆盛を來し、風俗の改良を促し、器械は發明せられ、社會の幸福は愈増進せられたり。今日の世に生れたる者にして、公共心に富まざるは恥づべきの至りならずや。

生徒の公共心

生徒には、社會の一員としての公共心なかるべからざると共に、又生徒としての公共心なかるべからざること、なほ、商人には商人としての公共心なかるべからざることが如し。試に見よ、受業時間中に、二三の者が私語せば、全級課業の進歩を妨げ、學校の圖書標本を粗末にせば、生徒一般の學習上に不便を來すにあらざや。されば、生徒は、先づ學校を愛すること、我家を思ふが如く、校舎校具等を大切に取扱ふこと、我物を使用するが如くし、學校の利益學校の體面を傷けざるを要す。

一般の公共心

生徒たるものは、かゝる心得より始めて、公共の財産を重んじ、公衆の利益をはかり、以て大に、一般の公共心を養ふべし。公園の花苺を折り取り、神社佛閣に樂書し、道路橋梁を汚し、演說集會の席にて喧騒し、若くは、眼疾其の他の傳染病を隱蔽するが如きは、何れも深く愼まざるべからず。

第九章 國家に對する心得

第二十六節 國體

臣民の國家に對する心得、種々ありと雖ども、其

臣民の要道

國體

の國體を知るを以て肝要とす。
抑も國體は建國當時の有様と、國土民情の如何
とにより、國々其の趣を異にするものにして、我國
體の如く美なるものは、決して之を他邦に見るべ
からざるなり。

我邦の國體は、遠く天祖の詔によりて定まり、歷
代天皇の鴻業によりて今日に傳はれり。其の間上
下殆んど三千年、誠に久遠といはざるべからず。之
を歴史に徵するに、一系の皇統、連綿として相傳は
り、曾て一日も絶えたることなく、列聖、至仁至慈に

憲法第一條

して、臣民を見ること猶ほ子の如し。而して臣民も
亦世々忠誠を致し、未だ曾て臣節をかへざるなり。
明治の御代に至り、帝國の憲法は制定せられ、臣
民皆立憲政治の恩澤を被るに至れり。其の第一條
に曰く、大日本帝國は、萬世一系の天皇之を統治す
と、これ、實に皇祖皇宗の遺訓に基づきて、範を不朽
にのこし給はむとの大御心に外ならず。されば、吾
々臣民たるもの、亦愈、精を勵まして、以て祖先の遺
風を發揮し、國運の隆盛、天地と共に限なからむこ
とを期せざるべからず。

中等修身教科書卷一終

文部省檢定濟

明治三十七年八月一日印刷
明治三十七年八月五日發行
明治三十七年十二月廿三日訂正印刷
明治三十七年十二月廿六日再版發行

不許複製

壹	貳	三	四	五
---	---	---	---	---

著者 吉田 靜致
著者 大橋 唯雄
發行者 大葉 久吉
發行者 吉岡 平助
印刷者 三島 宇一郎

中等修身教科書
價定
卷一、金廿三錢
卷二、金廿五錢
卷三、四、五、各金卅錢

東京市日本橋區本石町三丁目十七番地
大阪市東區備後町四丁目七十八番邸
東京市神田區表神保町二番地

發兌

東京市日本橋區本石町三丁目
大阪市東區備後町四丁目
東京市神田區錦町一丁目

寶文館
明治書院

